

2026年2月26日

債権者各位

東京都品川区大崎一丁目20番3号
タメニー株式会社
代表取締役 伊東 大輔

資本金及び資本準備金の額の減少公告

当社は、令和8年3月1日以降令和8年3月31日までの日を払込期日とする株式の発行があった場合には、資本金の額を 578,160,000 円(当該株式発行により増加する資本金の額がこれと異なる場合は、その額と同額分)、資本準備金の額を 578,160,000 円(当該株式発行により増加する資本準備金の額がこれと異なる場合は、その額と同額分)減少し、それぞれ50,000,000円、0円とすることにいたしました。なお、本決定により効力発生日後の資本金の額及び資本準備金の額は同日前を下回ることはございません。このため、かかる資本金の額及び資本準備金の額の減少について、株主総会の決議を経ずに決定いたしております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1ヶ月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済

以上